

Title	聖なるものへの憧れ
Author(s)	大木, 雅夫
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.21-No.5, 2012.3 : 1-1
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3868
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

聖なるものへの憧れ

詩人法律家といわれる一群の人々がドイツにはいた。その一人、シュトルムの『みずうみ』を読んだ若き日はあまりにも遠い。アマーデウス・ホフマンの『牡猫ムルの人生観』が漱石の「猫」の原型と知ったのは老境に入ってからのことである。二人とも昼は謹厳な裁判官、夜は心豊かな詩人であった。宵闇迫る頃彼らが「酒と女と歌」(Wein, Weib und Gesang)で人生を楽しんでいたかどうかは知らない。しかし彼らが詩人法律家であり、しかも詩人として有名なことは、春先の空に浮かぶ白雲を見るような憧れを覚えさせる。

ともあれゲーテもライプツヒヤストラスブルクで法律を学び、トルストイもカザン大学で法律を学んだ。しかし二人とも、その後法律学に見切りをつけた。法律学を「砂をかみ、蠟をなめるがごとき学問」という人もいる。これを無責任な人の戯言というつもりはない。思えば消灯の7時に研究室を出て、帰路「クラシック」でクラシックを聴く日々があった。しかし法学—それは「法の賢慮」(juris+prudence)である。歴代のローマ教皇をみよ。その多数がカノン法と市民法の双方を修めたいわゆる「両法博士」の学位保持者であり、当時両法博士の学位は、最高の権威ある学位とされていた。若き日のルターがエルフルト大学の法学部に入った時、父親は喜びのあまりに『ローマ法大全』をプレゼントした。これがもし手写本だったとすれば、大学教授1年分の給料に相当する高価な贈物だったことになる。ルターの法知識は推定できないが、宗教改革というカトリック教会との熾烈な権力闘争において、神学者ルターを支えたのは人文主義法学者メランヒトンであった。ヴィッテンベルクのとある広場(Marktplatz)に立つ彼とルターの銅像は、今も私の眼に浮かぶ。しかしルターは人間である。信念は固くとも、妄想には悩まされた。その痕跡を私は、ルターの匿まれたヴァルトブルク城の一室の壁に見た。悪魔の幻影に脅えてインク瓶を投げつけたその痕跡である。人の子である限り苛まれて狂わんばかりの時もあったであろう。このルターを、メランヒトンは支えた。宗教家と法律家の提携は必要であり、実を結んだ。法律学を学び始めた頃、六法全書の刑法編の扉に掲げられた「天墜つるとも正義行わるべし」のモットーを見て感動した。老境にある今は疑う。こんな考えでいたら、地球はいくつあっても足りないではないか。法律家がそれを宗教家に問い、宗教家が法律家に尋ねても、何ら不都合はない。権威ある者のごとくに語る資格は、人間にはなく、自信と実力は別物である。

罪深い人間はいつももがく。苦し紛れに規範を作り、イエリネックが法を道徳の最小限とみたように、法、道徳、宗教の諸規範に階層構造を与えた。それにしても法は悩み法律家は苦しむ。ナポレオン法典は不倫の女を収監し、男には罰金刑を科した。戦前日本の姦通罪は女だけを罰したが、男女平等の戦後憲法のもとでは、その規定を刑法から削除し、道徳規範に組み入れた。聖書は極度の禁欲を要求した。人間の墮落ぶりを知りすぎていたからでもあろうか。神聖ローマ帝国が神聖の名を剥奪されたのは、それに値しなくなったときである。しかし世俗の帝国は神聖の語を使い続けた。われわれの祈りは、聖なるものへの願いである。そのためには正しく生き、他人を害しない最小限の軌範たる法規範順守の心を育てることはなからうか。